

# ひがしんEネット定期（第7回）

商品説明書

2013.4.1 現在

1. 商品名（愛称）	・ひがしんEネット定期（第7回）						
2. 販売対象	・日本国内に住所を有する満20歳以上の個人（ただし、個人事業者の方はご契約いただけません。）						
3. 期間	・定型方式...1年（元金自動継続式）						
4. 預金の種類	・「スーパー定期」および「スーパー定期300」単利型						
5. 取扱い期間	・平成25年4月1日～平成25年6月30日 ただし、販売総額に達した時点で取扱いは終了となります。						
6. 販売総額	・30億円						
7. 預入金額 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1口座あたり50万円以上 500万円以下（なお、お預けいただく口座数には制限はございませんので、500万円を越える場合は複数口に分けてお預けください。） ・1円単位						
8. 払戻方法	・満期日以後に一括して支払います。						
9. 利息 (1) 適用利率 (2) 計算方法 (3) 支払方法	・固定金利 1年もの 年0.410% ・預入時の利率を約定利率として初回満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における「ひがしんEネット定期継続利率」を適用します。 <ひがしんEネット定期継続利率> 「スーパー定期」1年もの店頭表示利率+上乗せ利率 300万円以上の場合は、「スーパー定期300」1年もの店頭表示利率+上乗せ利率 店頭表示利率および上乗せ利率は継続時の利率を適用します。 店頭表示利率および上乗せ利率は金融情勢等により変更します。 平成25年4月1日現在の上乗せ利率は0.385%です。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 ・利息は定期預金作成時の振替元普通預金口座に入金します。						
10. 税金	・利息には復興特別所得税が課せられるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。						
11. 手数料							
12. 特約事項	・マル優の取扱いはできません。 ・総合口座のお取扱いや担保設定はできません。						
13. 中途解約時の取扱い	・原則として満期日には解約できません。やむを得ず解約されたときは、下記の中途解約利率により、預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 (中途解約利率) 小数点4位以下切捨て <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>預入期間</th> <th>適用中途解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6カ月未満</td> <td>解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6カ月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> </tbody> </table>	預入期間	適用中途解約利率	6カ月未満	解約日の普通預金利率	6カ月以上1年未満	約定利率×50%
預入期間	適用中途解約利率						
6カ月未満	解約日の普通預金利率						
6カ月以上1年未満	約定利率×50%						
14. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お客様相談窓口（9時～17時、電話：0120-14-0885）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 公益社団法人 総合紛争解決センター（電話：06-6364-7644）および東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談窓口または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記の総合紛争解決センター、東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停） 当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停） もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談窓口もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。						
15. その他	・ひがしんEネット定期をご契約いただくには、予め、インターネット専用普通預金口座の開設およびインターネットバンキング契約が必要です。 ・預金保険制度の保護対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息等が保護の対象となります。（当金庫に複数の預金口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。ただし、この元本合計には決済用預金は含まれません。）						